

特定健診実施率向上対策事業委託仕様書

1 業務の目的

宮崎県内市町村において、被保険者の健康の保持増進を図るためには、できる限り多くの被保険者の健康状態を把握し、保健事業につなげることが不可欠であることから、過去の健診受診歴や健診結果等のデータを活用し、特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健診実施率の向上を図る。

2 業務の名称

特定健診実施率向上対策事業

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※但し、本会と業者は別途、契約締結日から令和11年3月31日までの協定書を締結する。

4 事業対象市町村

以下表の数値は、令和5年度法定報告者数対象者数及び受診率。

	市町村名	特定健診対象者数	実施率
1	宮崎市	53,091 人	32.5%
2	都城市	22,975 人	44.7%
3	延岡市	17,263 人	42.4%
4	日南市	7,589 人	40.2%
5	小林市	7,338 人	41.4%
6	日向市	8,482 人	35.0%
7	串間市	3,196 人	37.7%
8	西都市	5,511 人	36.0%
9	えびの市	3,379 人	43.4%
10	三股町	3,422 人	43.8%
11	高原町	1,633 人	38.6%
12	国富町	3,343 人	46.3%
13	綾町	1,326 人	48.7%
14	高鍋町	3,016 人	44.9%
15	新富町	2,691 人	39.4%
16	西米良村	174 人	81.0%
17	木城町	811 人	49.4%

18	川南町	2,793 人	40.8%
19	都農町	2,014 人	47.7%
20	門川町	2,610 人	33.7%
21	諸塚村	248 人	79.8%
22	椎葉村	524 人	66.2%
23	美郷町	1,012 人	66.7%
24	高千穂町	2,187 人	58.6%
25	日之影町	688 人	65.0%
26	五ヶ瀬町	669 人	51.1%

5 業務委託の内容

(1) 事業計画書の作成

契約締結後、速やかに事業計画書を作成する。計画は企画提案した内容に基づくものとし、市町村ヒアリングの時期、受診勧奨の実施時期、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) 受診勧奨前のデータ分析

本会及び参加市町村が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

ア 受診勧奨すべき対象者の選定

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を選定する。

イ 受診勧奨対象者の分類

アにより選定した「受診勧奨すべき対象者」を、人工知能等を用いて分析し、対象者の特徴別にグループに分類する。

ウ 受診勧奨対象者の決定

健診対象者の特性を踏まえ、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する参加市町村の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

エ 選定の助言

受注者の知見をもとに、参加市町村に優先して受診勧奨すべき対象者の抽出や優先順位付け等の助言を行うこと。

(3) 受診勧奨業務

受診勧奨対象者の抽出方法を本会及び参加市町村に提示し了解を得た後、対象者に対し次のとおり受診勧奨を実施する。なお、本会及び参加市町村から除外対象者が示された場合には、その者は対象者から除外する。

ア 印刷発送の回数

年度内2回以内

イ 通知物の内容

対象者の過去の受診傾向や問診結果などを分析し、特性に応じて内容を変えるなど効果的な通知内容とする。また、通知物（受診勧奨用資材）については、ナッジ理論等を踏まえ、勧奨対象者の受診行動の変容を促進できるような通知物及び対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物とする。

ウ 通知物の印刷

圧着形式のハガキ又はリーフレット、単版はがき形式等で通知物を印刷する。また、参加市町村が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、宛先、宛名を印刷する。

エ 通知物の宛名印字、送付等

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、参加市町村に事前に校正の確認を行う。

カ 受診勧奨対象者の最終決定

参加市町村が提供する既健診受診者などの通知除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。

キ 発送リストの提出

通知文書の発送前に対象者リストを作成し、参加市町村に提出する。

ク サンプル納品

通知物発送後速やかに、本会及び参加市町村に対しサンプルを納品する。

(4) 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を報告する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、提案を行う。

(参考)

宮崎県における類似事業の分析等を通して、本県の主な課題は以下のとおり。

ア 未受診者のうち医療機関受診ありの割合が高いこと

未受診者のうち約5割が生活習慣病における医療機関受診ありという結果であった。医療機関からの情報提供事業等の推進が求められる。

- イ 40～50 代及び途中加入者の実施率が低いこと
60～70 代の対象者と比較して、40～50 代の健診実施率が低い傾向にあった。国保途中加入者のうち、約 7 割が未受診であった。
- ウ 健診の継続受診者が少ないこと
毎年継続して健診を受診している方の割合は、他県と比較し低い傾向であった。
- エ 実施率向上に向けた体制整備
関係機関や他部門とのさらなる連携強化を図り、情報提供事業等の体制整備を行う必要性がある。

6 提供可能なデータ

本会及び参加市町村から提供可能なデータは下記のとおりとする。

(1) 下記以外に希望するデータがある場合は、本会と協議し提供の可否を決定する。

- ア 特定健診受診者データ（過去 5 年分）
- イ 通知文書送付用宛名データ
- ウ 通知文書送付用特定健診受診済者データ（令和 8 年度分）
- エ 受診勧奨業務除外対象者データ

特定健診受診者データについては、本会特定健診データ管理システム及び K D B システムで出力可能な各種ファイルの標準レイアウトとする。その他のデータファイルの内容、レイアウト等については本会及び参加市町村と受注者が協議して決定する。

(2) データの提供方法は以下のとおりとする。

- ア データの提供に当たっては、原則として、受注者が決定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用により参加市町村・受注者間でデータの授受を行う。
- イ アの運用ができない場合は、安全面を考慮し、本会・受注者協議の上、個別に提供方法を定める。

7 個人情報保護

個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

8 留意事項

(1) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の市町村国保ヘルスアップ事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。

- (2) 本事業の実施にあたっては、本会及び参加市町村と十分な連携を図ること。
- (3) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (4) 本事業の実施にあたっては、本会及び参加市町村と連携する窓口を一本化すること。